

小平市地域防災計画の修正方針について

1 計画修正の背景

東京都防災会議は、令和4年5月に首都直下地震等による東京の被害想定を公表し、10年ぶりに被害想定を見直した。また、新たな被害想定で明らかになった震災リスクから、都民の命とくらしを確実に守るため、東京都地域防災計画（震災編）を令和5年5月に修正したところである。

これらのことから、東京都地域防災計画などの各種計画等との整合を図りつつ、本計画の前回修正以降発生した法律改正等を反映し、切迫性が指摘される首都直下地震等への備えと、災害発生時に市民の生命、身体及び財産を守り被害を最小限にする、より実効性のある地域防災計画とするために修正を行うものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき小平市防災会議が策定及び修正を行う法定計画である。

計画の修正に当たっては、「小平市第四次長期総合計画」や他の関連する個別計画、国及び東京都の関連する計画等との整合にも留意するものとする。

3 計画対象期間

本計画は、その対象期間は公表の日からとし、毎年検討を加え、必要と認めるときに修正していくものとする。

4 修正検討体制

(1) 防災会議

災害対策基本法第42条に基づき、小平市防災会議において検討及び決定する。

(2) 市民からの意見・要望の収集

幅広く意見を収集するため、地域懇談会等を実施するとともに、計画の素案に対し、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施する。

(3) 庁内体制

庁内横断的な検討体制を確保し、関係各課と調整を図るものとする。

① 連絡調整会議

庁内の防災体制について検討を行うため、総務部危機管理担当部長及び小平市災害対策本部条例施行規則第6条第2項に規定する班長である課長をもって構成する「小平市地域防災計画修正に関する連絡調整会議」を設置する。

② 調査研究部会

連絡調整会議の検討を円滑に行うために、連絡調整会議に、より実務的な研究、分析等を行う「調査研究部会」を設置する。

5 計画修正上の留意事項

(1) 市議会への報告

計画の修正にあたっては、市民意見公募手続（パブリックコメント）の際など、必要に応じ市議会に対し報告を行う。

(2) 情報の公開

小平市防災会議は公開とする。会議要録、計画素案に係る市民意見公募手続（パブリックコメント）の結果等については、市ホームページ等により公表する。

6 修正のスケジュール（予定）

	防災会議・市民参加等	事務局・庁内
令和5年 8月	防災会議（修正方針）	第1回連絡調整会議
9月		第1回連絡調整会議調査研究部会
10月		
11月	地域懇談会等市民意見等収集	
12月		
令和6年 1月	庁外関係機関への意見照会	
2月		連絡調整会議、連絡調整会議 調査研究部会を適宜開催
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月	防災会議（計画素案）	
11月	パブリックコメント	
12月		
令和7年 1月		
2月	防災会議（計画案協議）	計画確定
3月		印刷・製本

※スケジュールについては、計画策定の進捗状況により、変更の可能性あり。